

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和2年8月20日(2020.8.20)

【公開番号】特開2019-94428(P2019-94428A)

【公開日】令和1年6月20日(2019.6.20)

【年通号数】公開・登録公報2019-023

【出願番号】特願2017-224929(P2017-224929)

【国際特許分類】

C 09 D 133/08 (2006.01)

C 09 D 133/26 (2006.01)

C 09 D 5/02 (2006.01)

C 09 D 161/04 (2006.01)

B 65 D 23/02 (2006.01)

C 09 D 133/12 (2006.01)

【F I】

C 09 D 133/08

C 09 D 133/26

C 09 D 5/02

C 09 D 161/04

B 65 D 23/02 Z

C 09 D 133/12

【手続補正書】

【提出日】令和2年7月9日(2020.7.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

カルボキシル基を有するアクリル系重合体(A)を含むシェル部と、アミド基を有するアクリル系重合体(B)を含むコア部と、を有するポリマーエマルション(C)と、

フェノール樹脂(D)と、を含有し、

前記フェノール樹脂(D)が、2官能フェノールに基づく2官能フェノール樹脂(D2)と、3官能フェノールに基づく3官能フェノール樹脂(D3)とを含み、

前記2官能フェノール樹脂(D2)と前記3官能フェノール樹脂(D3)の質量比((D2)/(D3))が、95/5~40/60である、水性塗料。

【請求項2】

前記アクリル系重合体(B)を構成するモノマー全量100質量%中、アミド系モノマーが0.1質量%以上20質量%以下である、請求項1に記載の水性塗料。

【請求項3】

前記ポリマーエマルション(C)100質量部に対し、前記フェノール樹脂(D)を0.1質量部以上25質量部以下含有する、請求項1又は2に記載の水性塗料。

【請求項4】

飲料又は食品を収納するための缶材の被覆に用いられる、請求項1乃至3のいずれか一項に記載の水性塗料。

【請求項5】

缶材表面の少なくとも一部に、請求項1乃至4のいずれか一項に記載の水性塗料の塗膜

を有する、被覆缶。